

平成 30 年度 事業推進計画について

静岡県技能振興コーナー

1 地域における技能振興に係る業務について

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等

① 技能五輪全国大会の予選の実施

西洋料理職種、電気溶接職種、電気職種、和裁職種の 4 職種について予選大会を行います。

② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加に対する支援

若年者ものづくり技能競技大会、技能五輪全国大会の参加選手及び選手の指導員に対して旅費及び工具等の運搬費等の援助を行い中小企業等の大会参加を支援します。

(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組

① ものづくり体験を通じた地域交流

広く県民に対し技能の重要性、必要性や、ものづくりへの興味を喚起するため、様々な機会でも広く周知し、ものづくりマイスター・IT マスター（以下、「マイスター等」という）等のステージでの実演や技を伝える作品展示、ものづくり体験、職種紹介等を内容とした「ものづくりイベント」等を開催します。

② 中央技能振興センターが実施する技能競技大会展等の技能振興事業の実施に対して周知業務等の協力を行う。

③ 技能伝承等に取り組む企業の好事例発表及び意見交換の開催

人材育成や技能伝承を各企業に普及させるため、その取り組みを発表する場を提供するとともに、その取り組みについて意見交換を行います。

④ 熟練技能者等の派遣による実技指導の実施

企業・教育訓練施設等から、マイスター等の非登録職種及び対象分野に該当しない職種等の実技指導の要請を受けた場合には、熟練技能者等の派遣により実技指導を実施します。

2 マイスター及びIT マスターの認定、登録に関する業務について

平成 29 年 11 月末現在、当県のものづくりマイスターは 42 職種、延べ 297 名となっておりますが、認定者がいない職種、或いは少ない職種を中心に開拓を行うとともに、IT マスターの開拓を含めより一層の登録者拡大を図ります。

3 マイスター及びITマスター等の活用に係る業務について

① 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等

技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助及びマイスター等の派遣のコーディネート等を行います。

② マイスター等の派遣による指導の実施

業界団体・企業・教育訓練機関が求める技能・知識等に対する指導を実施します。また、基礎的な実技指導を希望する場合等必要に応じ技能検定試験等の実技課題の一部を用いて実技指導を行います。

- ・ 中小企業に対し、技能に関する指導を行い、指導実績企業の拡大に努めます。(20日間を限度)。
- ・ 工業高校等に対し、技能に関する指導を行い、指導実績校の拡大に努めます。(10日間を限度)。
- ・ 大企業から、実技指導が求められる場合には、すべての経費を企業負担する場合に限り、派遣についてコーディネートを行います。

③ 地域の教育機関関係者・学生等に対する「ものづくりの魅力」の発信

ア. 学校の授業等への、マイスター等の派遣

希望により選定した職種について、マイスター等を派遣し、児童・生徒にものづくりの楽しさ・素晴らしさを体験できる指導を行い技能・技術への関心を高め、ものづくり県としての発展を担う人材の育成・確保につなげます。

イ. 学生生徒等を対象とした事業所等見学会の開催

職業教育の一環として、小・中・高等学校等の生徒等が技能の役割等への理解を深めることを目的とし、マイスター等の勤務場所等の事業場見学とマイスター等による講義を行います。

ウ. 学校の教師等を対象とした「ものづくりの魅力」講座等の開催

学校の教師、保護者等を対象にマイスター等を派遣し、「ものづくりの魅力」講座等を開催し技能・技術への関心を高めるために実施します。

また、ものづくり体験の実技指導に立会う教師等に対し、マイスター等を派遣し講義内容と共にもものづくり体験の指導を行い、理解を深めます。

エ. ITの魅力発信

将来のIT人材育成に向けて、小学性から高校生にかけて段階的に情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力を付与するため、情報技術関連の優れた技能を持つ技能者(ITマスター)を派遣し、

講習を実施します。

オ. サポートステーションの支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信として、
マイスター等の派遣

サポートステーションと連携を図るとともに、支援対象者の状況説明を受け、
就労に向けた実習訓練等にマイスター等の派遣を行います。

カ. 学生生徒を対象とした「マイスター等」の働く職場での職場体験実習の実施

中・高等学校等の生徒等が職場教育の一環として技能の役割等への理解を深
めるとともに、技能士も自らの技能に誇りを持ち士気を高めることを目的にマ
イスター所属企業等の協力を得て職場体験実習を実施します。

4 地方公共団体、経済団体、教育機関関係者等との連携会議の設置・運営について

地方公共団体、教育関係機関、労働局、経営者団体、労働組合組織等の関係者による
連携会議を設置し、本県の産業特性、就業構造等を踏まえた本事業の推進計画、進捗状
況の管理などを行います。

(1) 連携会議の構成

静岡県職業能力開発協会、静岡県、静岡県教育委員会、静岡県経営者協会、
静岡労働局、連合静岡、静岡県技能士会連合会、高齢・障害・求職者雇用支援機構、
静岡県中小企業団体中央会、静岡県工業高等学校校長会

(2) 連携会議の開催時期年3回開催します。

- ① 第1回 事業計画等の説明。
- ② 第2回 事業の進捗状況の報告及び次年度の推進計画の実施内容の報告。
- ③ 第3回 事業実施結果報告。